最終更新日：2020年6月12日

ネットワンシステムズ株式会社
代表取締役　社長執行役員 荒井　透
問合せ先：広報・IR室　03-6256-0615
証券コード：7518
https://www.netone.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社の経営ビジョンは、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業（アドマイヤード・カンパニー）になること」です。
お客様、パートナー、株主、社員への責任を果たし、ICT市場、市民社会、地球環境への貢献を怠らないことによってアドマイヤード・カンパニーになることが実現できると考えています。また、自己の判断ではなく第三者が認めてこそ真のアドマイヤード・カンパニーであると考え、ステークホルダーの皆様からアドマイヤード・カンパニーとして最高の評価をいただけるよう、不断の努力と研鑽を続けてまいります。
当社は、上記経営ビジョンのもと、継続した成長を最大の目標としております。当社は、当該目標を達成し、中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組みます。
なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び枠組みを定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を、当社のウェブサイトにおいて公表しています。
https://www.netone.co.jp/ir/policy/governance/

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2020年6月12日時点において、当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】
当社は、純投資目的以外の目的で、上場株式を保有していません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第20条に記載しています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、全国情報サービス産業企業年金基金に加入しています。その運用については、同基金の判断に委ねられますが、当社も加入企業として、企業年金の運用が従業員の資産形成や当社の財政状態に影響を与えることを十分認識し、決算報告書のレビューや代議員の選任を通じて、適切な体制の下で運用されるようモニタリングしています。

【原則3-1. 情報開示の充実】
(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画
当社は、経営ビジョン、経営方針及び事業戦略を、当社のウェブサイトに掲載しています。
https://www.netone.co.jp/ir/policy/managerial/

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取りまとめ、当社のウェブサイトに掲載しています。
https://www.netone.co.jp/ir/policy/governance/

(3) 取締役の報酬決定方針と手続
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第9条に記載しています。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条及び第13条に記載しています。
経営陣幹部の解任については、取締役（代表取締役を含む）又は執行役員が適格性に欠ける場合には、諮問委員会において解任対象として審議を行い、取締役会の決議により決定します。

(5) 個々の指名についての説明
株主総会招集通知の参考書類に記載しています。
https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/

【原則4-1. 取締役会の役割・責務（1）】
補充原則4-1-1
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条に記載しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、客観的かつ中立的な視点からの助言・監督により取締役会の監督機能を強化するため、複数の独立社外取締役を選任することを基本としています。
現在、取締役10名のうち、4名の独立社外取締役を選任しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条第2項及び同別紙（独立性基準）に記載しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-1
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4条に記載しています。

補充原則4-11-2
株主総会招集通知に記載しています。
https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/

補充原則4-11-3
取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要は、当社のウェブサイトに掲載しています。
https://www.netone.co.jp/ir/policy/governance/

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4-14-2
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第15条に記載しています。
また、当社では、取締役・監査役・執行役員に対し、以下の研修等を当社の費用負担で実施しています。
[社内取締役]
会社法やコーポレートガバナンスを理解するための研修の実施（就任時）
外部講師によるスキル向上のための研修や社外研修等への参加
[常勤監査役]
社外研修等への参加
[社外取締役・社外監査役]
オリエンテーション（就任時）
当社施設の見学会（就任時）
当社に対する理解を深める機会の提供（各種社内行事等への参加、経営委員会へのオブザーバー出席等）
[執行役員]
会社法やコーポレートガバナンスを理解するための研修の実施（就任時）
外部講師によるスキル向上のための研修や社外研修等への参加

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第21条に記載しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,436,881	11.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,913,900	9.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,927,500	7.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,665,100	5.51
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,646,323	3.12
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	2,382,820	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,521,300	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,500,109	1.77
JP MORGAN CHASE BANK 385151	144,559	1.71
明治安田生命保険相互会社	1,440,000	1.70

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

（注1）大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。割合は発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する比率です。

（注2）2020年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者から2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
【氏名又は名称/保有株券等の数（株）/株券等保有割合（%）】
野村證券株式会社/6,019/0.01
ノムラ インターナショナル ピーエルシー/826,574/0.96

野村アセットマネジメント株式会社/2,913,900/3.39

(注3) 2020年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
〔氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)〕
三井住友信託銀行株式会社/350,000/0.41
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/2,504,100/2.91
日興アセットマネジメント株式会社/3,556,700/4.14

(注4) 2020年3月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者から2020年3月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
〔氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)〕
株式会社三菱UFJ銀行/1,324,800/1.54
三菱UFJ信託銀行株式会社/2,608,700/3.03
三菱UFJ国際投信株式会社/383,300/0.45

(注5) 2020年3月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者から2020年3月2日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
〔氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)〕
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー/8,767,823/10.20
キャピタル・インターナショナル・インク/492,600/0.57
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル/631,200/0.73
キャピタル・インターナショナル株式会社/5,610,900/6.52
キャピタル・インターナショナル・リミテッド/145,200/0.17

(注6) 2020年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者から2020年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
〔氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)〕
アセットマネジメントOne株式会社/2,612,500/3.04
みずほ証券 株式会社/187,000/0.22

(注7) 2019年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、レオス・キャピタルワークス株式会社から2019年11月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
〔氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)〕
レオス・キャピタルワークス株式会社/3,042,500/3.54

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今井 光雄	他の会社の出身者								△			
西川 理恵子	学者								○			
早野 龍五	学者								○			
日下 茂樹	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 光雄	○	日立金属株式会社の出身者（2013年6月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、2019年3月期の仕入高は約15百万円（同社の2019年3月期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、今井光雄氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。

西川 理恵子	○	現在、慶應義塾大学法学部名誉教授であり、同大学との間には取引がありますが、2020年3月期の売上高は約6百万円（当社の2020年3月期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	法学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、西川理恵子氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
早野 龍五	○	現在、東京大学名誉教授であり、同大学との間には取引がありますが、2020年3月期の売上高は約198百万円（当社の2020年3月期の売上高の約0.1%）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、早野龍五氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
日下 茂樹	○	日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社の出身者（2011年3月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、2020年3月期の売上高は約226百万円（当社の2020年3月期の売上高の約0.1%）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。 また、株式会社インテックの出身者（2019年3月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、2020年3月期の売上高は約0百万円（当社の2020年3月期の売上高の0.1%未満）、2019年3月期の仕入高は約27百万円（同社の2019年3月期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。 さらに、TIS株式会社の出身者（2018年6月まで在籍）であり、同社との間には取引がありますが、2020年3月期の売上高は約768百万円（当社の2020年3月期の売上高の約0.5%）、2019年3月期の仕入高は約176百万円（同社の2019年3月期の売上高の0.1%未満）に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は取締役としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、日下茂樹氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	9	0	1	4	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	9	0	1	4	0	4	社外取締役

補足説明 更新

当社は、経営の透明性・公正性を高め、コーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を有し、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議及び答申しています。2020年3月期は、法務・CSR室長が事務局を務め、4回開催しました。

なお、上記任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性「その他」に該当する委員は、常勤監査役1名及び社外監査役3名であります。

＜委員の構成＞（※は議長）
社外委員（7名）：

今井光雄 (社外取締役) (※)
西川理恵子 (社外取締役)
早野龍五 (社外取締役)
日下茂樹 (社外取締役)
堀井敬一 (社外監査役)
須田秀樹 (社外監査役)
飯塚幸子 (社外監査役)

社内委員 (2名)
荒井透 (代表取締役)
松田徹 (常勤監査役)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ定期的または必要に応じて会合を開催し、監査計画、監査実施状況等の報告を行い、相互の連携強化を図っています。
具体的には、監査役と会計監査人とは、半期に1回以上、会合を開催しています。監査役と内部監査室とは、期初、期中、期末の年3回及び必要に応じて適宜会合を開催しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀井 敬一	弁護士													
須田 秀樹	他の会社の出身者													
飯塚 幸子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

堀井 敬一	○	―――	弁護士として培ってきた企業法務に関する幅広い知見･経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、堀井敬一氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
須田 秀樹	○	―――	情報通信事業分野の豊富な知見･経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、須田秀樹氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
飯塚 幸子	○	―――	公認会計士として培ってきた財務･会計に関する幅広い知見･経験及び他社における代表取締役としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、飯塚幸子氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブ付与に関する施策を含む、当社の役員報酬等については、最新の有価証券報告書に記載しております。
https://www.netone.co.jp/ir/library/report/

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として 、社内取締役のほか、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても株式報酬型ストックオプションを付与しています。
なお、上記ストックオプションの付与対象者「その他」とは当社の執行役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において取締役、監査役の総額をそれぞれ開示しています。 なお、内数にて社外取締役、社外監査役の総額をそれぞれ開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法の決定方針を含む、当社の役員報酬等については、最新の有価証券報告書に記載しております。
https://www.netone.co.jp/ir/library/report/

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役への情報伝達については当社管理本部を窓口としています。
取締役会の議題に関する資料等を取締役会に先立って提供するほか、必要に応じて事前に説明を行うことにより、必要な準備をしたうえで取締役会に臨むことができる体制を整備しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
高垣 將次郎	特別顧問	当社の元経営トップとして創立時から事業の拡大及び経営基盤の確立を行ってきた経験を活かして、経営その他の相談要請に応じて助言を行っております。	[勤務形態] 非常勤 [報酬] 有	1996/6/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

・顧問の選任、解任及び報酬等に関する事項は、諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会決議により決定しています。
・当社は、顧問に関する社内規程を定めています。
・顧問は経営のいかなる意思決定にも関与していません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)取締役及び取締役会
当社の取締役会は、独立社外取締役4名（全員を東京証券取引所へ独立役員として届出）を含む10名（男性9名、女性1名）で構成され、原則として月1回の開催とし、法令及び定款に定める事項のほか、経営ビジョンや経営方針、中期事業計画その他経営・業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っています。なお、2020年3月期は、15回開催し、各取締役及び監査役の出席率は100%となっています。(2019年6月13日開催の第32回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役は、就任後に開催された取締役会（13回）に全て出席しています。)
（体制　代表取締役社長荒井透（議長）、取締役会長吉野孝行、取締役平川慎二、同竹下隆史、同田中拓也、同篠浦文彦、社外取締役今井光雄、同西川理恵子、同早野龍五、同日下茂樹）
また、当社は、社内規程により取締役会の決議を要さない事項の決裁権限を代表取締役社長のもとに設置した経営委員会（月2回程度開催）又は執行役員等に委任することにより、取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築しています。

(2)監査役及び監査役会
当社の監査役会は、独立社外監査役3名（全員を東京証券取引所へ独立役員として届出）を含む4名（男性3名、女性1名）で構成され、原則として月1回の開催とし、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行っています。
（体制　常勤監査役松田徹（議長）、社外監査役堀井敬一、同須田秀樹、同飯塚幸子）
また、監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び投融資委員会等の重要な会議へ出席し、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述べ、経営・業務執行状況の報告の聴取を行うとともに、当社及び子会社の業務並びに財産の状況の調査等により、法令及び定款への適合性の観点から取締役の職務の執行を監査しております。

(3)監査役監査
・監査役監査の組織、人員及び手続
監査役監査の組織、人員及び手続については、「1．機関構成・組織運営等に係る事項　[監査役関係]」及び「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）　(2) 監査役及び監査役会」を参照ください。なお、監査役飯塚幸子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役及び監査役会の活動状況
2020年3月期において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区　分	氏　名	監査役会への出席状況
常勤監査役	松田　徹	全13回中13回（100%）
社外監査役	菊池　正道	全13回中13回（100%）

社外監査役　堀井 敬一　全13回中13回（100%）
社外監査役　須田 秀樹　全13回中13回（100%）

監査役会における主な検討事項として、内部統制システムの整備・運用状況（リスク管理体制、ガバナンス体制、海外を含む企業集団内部統制など）、重要監査項目等、監査環境の整備、会計監査人の監査の相当性、競業取引・利益相反取引、不祥事等への対応について、各監査役と協議しました。

また、常勤監査役の活動として、当社代表取締役並びに当社グループの役員及び従業員からのヒアリング、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、現場往査等を実施しました。

(4)内部監査

内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室（8名）を設置しており、内部監査室が、会社における事業活動が事業計画、経営方針、社内規程等に沿い、又、法令や社会倫理等に抵触することなく適正かつ効率的に行われているかを調査し、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況をフォローしています。

(5)会計監査

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、当社の2020年3月期に会計監査業務を執行した公認会計士及び補助者の状況は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員　坂本　一郎（1年継続監査）
指定有限責任社員 業務執行社員　菊地　　徹（5年継続監査）
補助者　　公認会計士76名、その他16名

⑹ 各種委員会

・諮問委員会

経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として設置しております。社外取締役が議長を務め、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議及び答申しております。

（体制　社外取締役今井光雄（議長）、同西川理恵子、同早野龍五、同日下茂樹、社外監査役堀井敬一、同須田秀樹、同飯塚幸子、代表取締役社長荒井透、常勤監査役松田徹）

・投融資委員会

取締役会による投融資に係る事項の適切かつ効率的な意思決定体制を構築するため、取締役会の諮問機関として設置し、投融資に係る事項を審議・決定しております。管理本部　投融資担当の取締役が委員長を務め、取締役、執行役員及び理事で構成されております。なお、オブザーバーとして、常勤監査役及び子会社の部長が参加しております。

・経営委員会

取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築するため、代表取締役社長のもとに設置し、社内規程により取締役会の決議を要さない事項の決裁権限を委任しており、会社経営上基本的又は重要な事項につき適切かつ迅速に審議・決定しております。代表取締役社長が委員長を務め、代表取締役社長、取締役会長、取締役、執行役員、理事及び本部長で構成されております。なお、オブザーバーとして、社外取締役、社外監査役及び常勤監査役が参加しております。

・リスク管理委員会

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るため、経営委員会の諮問機関として設置し、リスク管理活動の評価と統制の責任を担い、当社グループのリスク管理活動に係る重要事項を審議及び答申しております。CROである管理本部担当の取締役を管掌役員とし、リスク管理室長が委員長を務め、当社の部長・室長並びに子会社の社長及び部長で構成されております。なお、オブザーバーとして、社外取締役、取締役及び常勤監査役が参加しております。

・コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンス強化を推進するため、経営委員会の諮問機関として設置し、コンプライアンス活動の評価と統制の責任を担い、当社グループのコンプライアンス活動に係る重要事項を審議及び答申しております。CROである管理本部担当の取締役を管掌役員とし、法務・CSR室長が委員長を務め、当社の部長・室長並びに子会社の社長及び部長で構成されております。なお、オブザーバーとして、社外取締役、常勤監査役及びリスク管理室長が参加しております。

(7)責任限定契約

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会の30%以上を構成する独立社外取締役による経営・職務執行の監督に加え、監査役会の半数以上を構成する独立社外監査役による取締役の職務執行の監査、執行役員制度の導入による取締役会の経営管理・監督機能強化及び業務執行の効率化・迅速化並びに諮問委員会による取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等の公正性・客観性の確保を通して、実効性の高いコーポレートガバナンス体制の構築を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会開催日の3週間前を目安としております。本年第33回定時株主総会においては新型コロナウイルス感染症の影響で5月27日に株主総会招集通知を発送いたしました。また、いち早い情報提供の観点から、株主総会招集通知の記載内容について取締役会で承認された日から発送するまでの間にTDnetや当社のウェブサイト上において公表しています。本年第33回定時株主総会においては5月18日に当社のウェブサイト上に公表しました。
集中日を回避した株主総会の設定	6月下旬の集中日を避け、本年第33回定時株主総会は6月11日に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	第28回定時株主総会（2015年開催）よりインターネットによる議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第28回定時株主総会（2015年開催）より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知は、日本語版及び英語版を、TDnetや当社のウェブサイト上において公表しています。 【和文】https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/ 【英文】https://www.netone.co.jp/english/investor-relations/stock-information/shareholders-meeting/
その他	定時株主総会終了後、当社事業内容についてより理解を深めていただけるよう、事業説明会を開催しています。なお、本年第33回定時株主総会においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止といたしました。また、招集通知のカラー化、ユニバーサルデザインフォントの採用等読みやすさの改善を進めています。株主総会においては、議事進行にスライドを用いて視覚的にも分かりやすいように心がけています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、法令に基づく開示以外に、株主が当社への理解を深めるうえで有用と判断される情報について積極的に開示します。以下当社のウェブサイトに掲載しています。 https://www.netone.co.jp/ir/policy/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後、事業説明会を開催しています。なお、本年第33回定時株主総会においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止といたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しています。本決算、第2四半期決算は代表取締役を中心として、第1及び第3四半期決算は執行役員を中心として説明を行います。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	例年、代表取締役が年間3回（ニューヨーク、ロンドン及び香港等を各1回）、機関投資家を訪問し、個別ミーティングを実施しています。本年に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大のためweb会議・電話会議等で当該地域における投資家と継続して対話を図ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下当社のウェブサイトにIR資料を掲載しています。 https://www.netone.co.jp/ir/ IR資料として、決算情報（決算短信、決算説明会資料）、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知等、対外的に発表した資料を掲載しています。	

IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR室にIR担当者を設置しています。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループのビジョンとして規定し、以下当社のウェブサイトに掲載しています。 https://www.netone.co.jp/company/philosophy/vision/
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	法務・ＣＳＲ室が主管部門となり、ＩＳＯ14001の認証を取得のうえ、環境負荷軽減活動に取り組むとともに、社会貢献活動を推進しています。 https://www.netone.co.jp/csr/
その他	＜ダイバーシティへの取り組み＞ 多様な価値観や人財が融合することにより、様々な「個」の力を引き出しながら当社グループのシナジー効果とイノベーションを創出することを目的として、2013年10月にダイバーシティ推進委員会（DSC）を発足させ、ダイバーシティを推進しています。 2020年3月期は、「全従業員が活き活きと働き、組織風土を変革して活性化された環境を作る」ことを目指し、「働き方」「モチベーション」「組織・制度」を主題に取り組みを進めて参りました。2021年3月期も継続した主題にて、以下の取り組みを進めております。 ⑴ 若手層社員のモチベーション維持と、安定した活躍推進を目指した教育 ⑵ 多様な人財のマネジメントスキルの向上を目指した管理職教育 ⑶ 女性の自律的なキャリア意識形成を目指したキャリア開発教育 ⑷ 従業員の活躍促進のための相談窓口（キャリア形成、介護等）・コミュニティの活性化 ⑸ ワークライフバランスを促進するための多様な働き方を実現する人事制度の理解浸透 なお、2020年3月31日現在の女性管理職比率は6.2%（49名）、従業員の女性比率は15.0%（302名）となります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて運用を行っております。
それらの概要は以下のとおりであります。

〔内部統制システムの基本方針〕
1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役会
(1)法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営・業務執行に関する重要事項を審議・決定します。
(2)取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を選任します。
(3)取締役の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議するため、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成する諮問委員会を設置しています。
・監査役及び監査役会
(1)監査役は、取締役の職務の執行を法令及び定款への適合性の観点から監査します。
(2)監査役会は、監査に関する重要事項について、取締役からの報告を受け、監査役間で協議を行い、又は決議します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・総括
(1)当社における文書の保存及び管理については、「文書管理規程」に定めるところにより行います。
(2)文書の滅失、毀損を防止するため、電磁的媒体による文書の保存及び管理を図ります。
・取締役会議事録の作成、保存及び管理
取締役会議事録は、経営企画部が法令及び取締役会規則に基づき作成、保存及び管理を行います。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理体制
リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要事項の審議・決定、並びにリスク管理体制及び関連諸規程の運用状況の確認を行います。リスク管理室は当社のリスク管理の基本方針・体制などを定めたリスク管理関連諸規程の整備・運用改善を図るとともに、リスク管理委員会の運営を通じて、全社リスク管理活動を推進します。
・ビジネスリスク
(1)景気変動、為替変動、金利変動等の経済環境の変化、市場や顧客ニーズの変化、技術開発競争や販売競争に伴う製品・サービスの市場ポジションの変化など、いわゆるビジネスリスクについては、事業・投資に係る主管部門が、関係部門の支援・協力を得て、自ら把握・評価を行い、適時適切な対応を図ります。
(2)大規模な自然災害、悪性の感染症の蔓延等により事業継続が困難となるリスクについては、リスク管理室が社内関連各部と連携して対策を検討し、リスク管理委員会の審議を経て経営委員会の決定により具体的な措置を講じます。なお、緊急性を要する場合においては、緊急事態対策規程に基づき、迅速かつ円滑な対応を実施します。
(3)新たな事業・投資については、各主管部門が、関係部門の支援・協力を得て、事前にビジネスリスクについて必要かつ十分な調査・検討を行った後、投融資委員会の審議を経て、取締役会又は経営委員会の決定により、実行します。
・オペレーショナルリスク
取締役及び従業員の不正行為や機密情報の漏えいにより会社の信用を失墜し事業が停滞するリスクなど、いわゆるオペレーショナルリスクについては、リスク管理室がリスク管理シートの運用管理を通じてリスク低減・回避のための必要な方策を立案し、リスク管理委員会による審議を経た後、経営委員会において対象リスクに対する改善措置を決定することにより全社的なリスク管理活動を展開します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・執行決定の権限とプロセスの明確化
(1)執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築します。
(2)取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項については、経営委員会において審議・決定します。
(3)主要な事項の執行決定とプロセスは職務権限基準表に定めます。
・業務システムの改革と情報システム基盤の整備
(1)業務効率向上（コスト低減と成果拡大）の観点から、業務システムの継続的な見直しと改善を図ります。
(2)前号を支える情報システム基盤の整備・拡充を図ります。

5．従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス体制
(1)コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制に関する重要事項の審議・決定、並びにコンプライアンス体制及び関連諸規程の運用状況の確認を行います。法務・CSR室は当社のコンプライアンス体制の基本方針などを定めたコンプライアンス関連諸規程の整備・運用改善を図るとともに、コンプライアンス委員会の運営を通じて、全社コンプライアンス活動を推進します。
(2)重大なコンプライアンス違反が発生した場合又はその疑義が生じた場合、法務・CSR室は、取締役社長、コンプライアンス担当役員及び常勤監査役へ直ちに報告するとともに速やかに事実関係を調査し、コンプライアンス委員会において、調査結果に基づく事実認定を行い、再発防止策を審議・決定します。
(3)コンプライアンス違反が認められた場合には、違反した従業員に対し、就業規則に基づく懲戒処分を行います。
・コンプライアンス関連諸規程
(1)グループ・コンプライアンス・マニュアルにおいて、「誠実と信頼」（Integrity & Trust）を共通の価値観として、取締役及び従業員が遵守すべき具体的な行動基準を定めます。
(2)当社の事業活動及び職場環境が社会規範、社会正義から逸脱することがないよう、職務遂行上及び会社組織の倫理基準に加え、取締役及び従業員個人の倫理基準を、倫理規程として定めます。
・コンプライアンス教育・啓発
(1)コンプライアンスと企業理念の一体化を基本に、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の醸成と向上を図ります。具体的には、コンプライアンス研修を計画的かつ継続的に実施するとともに、逐次その拡充を図ります。
(2)関係法令の施行に合わせ、その解説を法務ニュースとして社内にリリースするとともに、必要に応じ法務説明会を実施します。

・通報・相談窓口
(1)通報・相談窓口を社内外に1箇所ずつ設置するほか、取締役及び執行役員のコンプライアンス違反に関する報告・相談を常勤監査役が受け付ける窓口も設置しております。また、社外の通報・相談窓口は匿名方式による報告・相談も受け付けております。
(2)コンプライアンス違反に関する通報及び相談については、公益通報者保護規程に基づき、通報・相談者の保護を徹底しながら適正かつ迅速に対応し処理します。
(3)各種研修やイントラネットを通じて、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、通報・相談者が安心して通報・相談できる環境を整備します。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)当社グループ各社の管理の主管部門を設置し、投融資等管理規程に基づき、経営状況及び財務状況等について定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項の決定に際しては、事前協議を行います。
(2)定期的にグループ事業連絡会を開催し、当社グループ各社の経営上の諸課題等を共有するなど、円滑なグループ運営を推進します。
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、当社グループ全体のリスク管理活動を推進します。またリスク管理委員会には、子会社からも委員を選任し、当社グループのリスク管理に関する重要事項を審議・決定します。
(2)当社グループに重大な影響を与える事象が発生した場合には、緊急事態対策規程に基づき、迅速かつ円滑な対応を実施します。
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期事業計画を子会社も参画しながら策定し、当該事業計画に基づく子会社の経営状況等を定期的に報告させるとともに、進捗状況等を管理します。
・子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「誠実と信頼」（Integrity & Trust）を共通の価値観として、取締役及び従業員が遵守すべき具体的な行動基準を定めるグループ・コンプライアンス・マニュアルを通じて、当社グループとしての価値観、行動基準を共有します。また、コンプライアンス委員会には子会社からも委員を選任し、当社グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議・決定します。
(2)子会社において発生した重大なコンプライアンス違反については、発生の都度、子会社から直ちに報告を受け、必要に応じ、子会社と合同で調査をし、その結果を踏まえ、子会社に対して適切な対応を求めます。
(3)当社の通報・相談窓口は当社グループの役員及び従業員も対象とし、当社グループの役員及び従業員からの通報及び相談にも対応できる体制を整備します。
・その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の取締役又は従業員を子会社の取締役及び監査役として任命・派遣し、子会社における取締役及び従業員の業務執行状況を監督又は監査を行います。
(2)金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保に関しては、内部監査室が、子会社との連携により、当社グループの内部統制の整備・運用状況を定期的に把握・評価するとともに、その維持・改善を図ります。

7．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。

8．監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
・取締役からの独立性
監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動及び人事評価等に関しては、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。
・指示の実行性の確保
監査役の職務を補助すべき従業員が監査役からその職務に関して必要な指示を受けた場合、当該指示に従うよう必要な体制を整備します。

9．監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制
(1)取締役は、取締役の不正行為、取締役の法令・定款に違反する行為及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告します。
(2)内部監査室は、当社における内部監査の年度計画並びに実施状況及びその結果を監査役会又は監査役へ報告します。
(3)当社グループの役員及び従業員は、監査役からその職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行います。
(4)グループ会社監査役連絡会を定期的に開催し、子会社の監査役から子会社における監査の実施状況等について報告を受けます。
(5)当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役に報告します。
・監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、当社グループの役員及び従業員が安心して通報・相談できる環境を整備します。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役との意見交換
監査役は、取締役会及び経営委員会への出席を通じ、取締役と情報を共有し、意見交換を行います。
・会計監査人との意見交換
監査役は、半期に1回以上、会計監査人と内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行います。
・法務・CSR室及び顧問弁護士との意見交換
監査役は、適宜、法務・CSR室及び顧問弁護士との間で、企業統治・コンプライアンス体制の整備・運用状況並びに取締役及び従業員のコンプライアンス違反について意見交換を行います。
・監査費用等の処理方針
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

【内部統制システムの運用状況の概要】
1．リスク・コンプライアンス体制

(1)リスク･コンプライアンス委員会の開催
2020年3月期中は、リスク管理室長を委員長とし、委員には当社及び子会社の副本部長及び部長を任命し、計5回開催しました。
(2)リスク管理に関する取組
リスク･コンプライアンス委員会において、2020年3月期における各部門のオペレーショナルリスクの洗い出しを行い、主管部門のリスク管理活動についてモニタリングを実施しながら、半期毎に経営委員会へ報告するとともに、適宜その指示を受けることによりリスク管理活動の改善･強化を図りました。
なお、2020年3月期においては、前記の取組に基づくリスク管理を行いましたが、過年度に遡った納品実体のない取引が発生した事により、2020年3月期の業績に影響が出ております。
⑶ コンプライアンスに関する取組
法務･CSR室を主管部として、通報･相談窓口の運用、従業員及び協力会社社員を対象としたアンケート調査、教育啓蒙活動（eラーニング及び宣誓、全社員を対象としたコンプライアンス講話、新入社員･中途入社社員を対象とした研修等）を実施し、それらの活動内容はリスク･コンプライアンス委員会において審査･検討を行ったうえで具体的な対応及び措置を実施しております。
なお、2020年3月期において、法令違反等に関わる重大な通報･相談案件はありませんでした。

2．効率的業務執行体制
社内規程に定めた取締役会及び経営委員会での決議事項等の意思決定ルールに基づき、取締役会（2020年3月期中に計15回（その他、取締役会決議があったものとみなす書面決議が計3回）開催）及び経営委員会（2020年3月期中に計21回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。

3．子会社管理体制
子会社の取締役及び監査役には当社の取締役又は従業員を任命しております。
当社グループ各社の管理の主管部門は、社内規程の定めにより、子会社の事業計画等を経営委員会に付議しその承認を得るとともに、その経営状況について取締役会、経営委員会及び投融資委員会へ報告しております。
また、2020年3月期において、グループ事業連絡会は11回開催しました。

4．監査役監査体制
監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク･コンプライアンス委員会及び投融資委員会等の重要な会議へ出席するとともに、当社代表取締役との意見交換会（2020年3月期中に2回開催）、当社グループの役員及び従業員からのヒアリング、グループ会社監査役連絡会（2020年3月期中に2回開催）等を実施しました。
また、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告及び納品実体のない取引や内部統制システムの不備に関する報告を受け、内部統制システムの整備状況などについて情報交換、意見交換を実施しました。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
グループ･コンプライアンス･マニュアルにおいて「反社会的勢力との交際禁止」を行動基準として明記し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としています。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
法務･CSR室は、当社が会員となっている公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会･地区協議会、所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言･協力を確保できる体制を整備･強化します。また、当社グループ内のコンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図ります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

